

丹沢大山自然再生基本構想素案等に対する県民意見の募集結果及び措置状況について

募集方法

1. 募集期間 平成18年4月24日～5月23日(30日間)
2. 公開方法 丹沢大山総合調査のホームページへ掲載
3. 募集方法 電子メール、封書、はがき

募集結果及び意見への対応

単位：件数

| 構想に反映 | 既に盛り込み済 | 構想策定の参考にした | 今後の検討課題とした | 構想に反映できない | その他 | 合計    |
|-------|---------|------------|------------|-----------|-----|-------|
| 14    | 6       | 26         | 18         | 4         | 5   | 73(件) |

対応の内容例

1. 構想に反映

「ブナ林におけるスズタケの衰退」の調査結果の公表を再生手法(活用、能動、受動)の具体的な使われ方は？ データを掲載  
景観域における統合的な自然再生の推進で使用

2. 既に盛り込み済

特別保護地区等自然公園区域の拡大(希少動植物の再生)  
自然再生委員会への一般市民のオープンな参加の確保(実行体制)

3. 構想策定の参考にした

国有林も含めた保全体系の確立(人工林の再生)  
丹沢が有するキャパシティに応じたシカ保護管理計画の策定(シカ保護管理)

4. 今後の検討課題

大気汚染の減少対策として、車社会からの依存脱却というライフスタイルの見直し

5. 反映できない

構想の全体構成の提案(構想全体)

6. その他

自然環境における「良好」の定義の明確化(全体目標)

(参考) 国、県、市町村等関係機関の意見の反映状況

単位：件

| 構想に反映 | 既に盛り込み済 | 構想策定の参考にした | 今後の検討課題とした | 構想に反映できない | その他 | 合計  |
|-------|---------|------------|------------|-----------|-----|-----|
| 104   | 13      | 43         | 9          | 20        | 13  | 202 |

# 丹沢大山自然再生基本構想素案に対する県民意見の対応状況について

- 1 構想案に反映しました。
- 2 すでに構想素案に盛り込んであります。
- 3 構想案策定の参考といたしました。
- 4 今後の検討課題としました。
- 5 構想案には反映できません。
- 6 その他

| 素案ページ  |  | 該当箇所                 | No.  | 意見・提案等   | 氏名 | 回答 | 対応状況   |
|--------|--|----------------------|------|--|----|----|--|
| 全体への意見 |  | 自然再生委員会への多様な参画を進めるには | 県民 2 | 「自然再生委員会」へいかに多くの実行力のある主体が参画するかが、構想を現実に実行させる鍵となる。丹沢への玄関口の沿線である小田急電鉄は、「法務・環境統括室」という部署で沿線価値の向上にエコロジーの実践を活用しており、「里山保全活動の推進・・・社員やOBによる未利用社用地の荒廃林の間伐や下草刈り」を実行している。(同社「Odakyu Eco Style」パンフレットより)<br>このことから、「自然再生委員会」に参画することが企業等のエコロジーの実践にとって強力なプラスイメージとなるならば、より多くの主体の参画が望めるのではないかとと思われる。丹沢の自然再生事業と自然再生委員会についてのイメージを多くの人々に認知してもらうには「広報」が大変重要で、事業名や委員会の名前などから工夫していく必要があるだろう。県で行うより、PR専門の会社等に依頼する方がよい結果が得るのではないかとと思われる。<br>また、自然再生委員会が推薦する人材を事業を担う企業が雇用し、「自然再生推進法」に基づいて計画を進めるプロジェクトリーダーとするのもひとつのやり方として考えられる。  |    | 4  | 自然再生委員会における広報活動のあり方等については、設立の際の検討課題とさせていただきます。   |
|        |  | 丹沢がさらに多くの人に愛されるためには  | 県民 3 | 首都圏からアクセスのよい丹沢エリアに「森林療法がきちんと受けられる専門機関」やそれに付随した「ホリスティック医学に基づく断食予防医療センター」が県の事業としてきちんとした計画と資本力をバックに整備されたら、都心の健康に関心の高い人々や若者に利用されると思う。また、小田急電鉄や西武鉄道などの不動産会社が丹沢エリアにエコツーリズムを核としたリゾート施設を手がけるとか、「里地里山」の暮らしを楽しめるエリアの開発と整備を進めて新しい住民を誘致する等も実行性がありそうに思える。   |    | 4  | 今後の検討課題とさせていただきます。   |
|        |  |                      | 県民 6 | そもそもこの提言をする為に、総合調査が必要だったのか？<br>90年代の総合調査から出た課題をこなすことを考えれば十分だったのでは？<br>丹沢に関わる人の話し合いだけで、この提言は可能だったのでは？<br>その必要性の理由を説明すべきである。   |    | 2  | 総合調査の必要性、前回総合調査を受けた現行の保全計画の取組の問題点等について、本構想の中で記述しています。  |
|        |  |                      | 県民 7 | 必要な具体的な行為、達成目標を最初にまとめて簡潔に示すべき。現状、理由は説明の為の付属だと思えます。<br>「これこれの作業をする必要があります。」<br>「というも現状がこうで、こういう状態に持って行きたいからです。」<br>「そもそも今回の調査の目的は、丹沢に関わる人々の観察及び前回の調査では分らなかったこの部分を解明する為でした」という構成が分かり易いと思えます。   |    | 5  | 本構想では、構想策定に至る経緯、自然再生の必要性、科学的に明らかになった現状と問題点などをわかりやすく説明した上で、各課題を解決するための対策・事業を提案するという方針から、現在のような構成となりました。 |
|        |  |                      | 県民 9 | 基本構想<br>「自然的でないものはすべて不完全である」<br>前提条件<br>自然治癒力(自然界に存在する生物を利用)による再生<br>【理由:機械や化学物質など科学技術を利用する環境修復は、(欧米諸国の先例をみても)コスト面や効果面において、自然治癒力による環境修復技術より劣るため】<br>期間<br>長期的(数年~十数年単位)に随時見直し、判断する。<br>方法<br>植物や微生物を利用(E・M・バイオレメディエーション・ファイトレメディエーションなど)。生態系の土台を強固なものにする。なお、外国品種やバイオテクノロジーによる生物は利用せず、もともとその場所に存在していた植物や微生物を再移植するのが望ましい。【理由:もともとその場所にいた生物なので、存在しやすくなる。】<br>注意点<br>数字やデータを過信しないこと。自然は万物流転するものなので、目安にとどめておくこと。<br>問題点<br>隣国や地球規模での環境悪化による影響も当然あるので、環境省や経済産業省や外務省との連携や国際機関との連携も必要になることもあるので、スムーズな連携構築ができるかどうか課題。当然利害関係(特に企業・政治家)が絡んでくるのが予想できるため。<br>大雑把ですが、参考に一助に。 |    | 3  | 基本構想策定の参考とさせていただきます。   |

| 章      | 頁 | 該当箇所 | No.   | 意見・提案等  | 氏名 | 回答  | 対応状況  |
|--------|---|------|---|---|----|---|---|
| 全体への意見 |   |      | 県民10  | 中川川東沢を登ると林野の悪政の見本があります、それを公表すれば自然破壊の元凶が衆目を集めることいと易い。要は人間の文明を出来る限り遠避けることが肝要で、林道は閉鎖し、自転車・バイクの侵入は法で厳しく取り締まるべし。全て自然で対処するため、徒歩以外の立ち入りは厳罰を基本にすれば、人類による破壊も損壊も程が知れます。不法投棄は車がなければ出来ないことなのですから。                     |    | 5   | 林道通行による自然環境への影響はできる限りなくすことが望ましいと考えますが、林道には、専ら林業生産を目的とするものから生活道路としての性格を兼ね備えたものまで色々な路線があり、画一的な規制は困難です。神奈川県では、現在、原則として管理者によってゲートや施錠によって一般車両の通行は制限されていますが、一部の林道は生活路線として地元関係者などの通行が認められています。 |
|        |   |      | 県民11  | 基本構想案は、e-Tanzawaで意見募集していますが、基本構想骨子案は、丹沢大山総合調査のポータルサイトで募集しています。県民を始め、広く意見を募集するのなら、丹沢大山総合調査のポータルサイトで広報すべきです。差をつけた理由を明らかにして下さい。  |    | 6   | 基本構想素案については、丹沢大山総合調査のポータルサイトでも募集しています。  |
|        |   |      | 県民32  | 1. 長すぎる<br>・ ちょっと読むのがしんどいなあ。<br>・ 「ですます調」で書かれていると言うことは、一般の方・納税者を読者と想定していると考えられる。とするなら、もっと要点を絞り込まないと読んでもらえない。<br>・ 逆にプロを読者とするなら「である調」の方が簡潔となるう。<br>・ 些細なことではあるが、目次のページ正しい？                                 |    | 3   | 基本構想の記述については、より正確な表現を求められており、記述が長くなっていますが、できるだけわかりやすい記述にするようつとめていきます。   |
|        |   |      | 県民33  | 2. 全体構成<br>・ 「調査結果」と「提案」との区別がわかりにくい。<br>・ 具体例は次項「タイトルと内容との不一致多々あり」に記したことなどである。  |    | 3   | 同上  |
|        |   |      | 県民34  | 3. タイトルと内容との不一致多々あり<br>その例ふたつ：<br>・ 第一章2-3「自然再生の必要性」とありながら、最後の文章が「…手順を踏んで実施する必要があります。」と実施上の留意点が書かれている。<br>・ 第一章3「…問題点」3-8自然公園の適正利用(2)現状と問題点 問題点の整理」とありながら、その最後の文章が「…環境教育、エコツーリズム教育が重要となっています。」と提案が書かれている。 |    | 3   | できるだけタイトル名と合致した内容に努めたいと考えますが、タイトルの趣旨を記述したうえで、先の文章とのつながりをよくするため、タイトルの内容の範囲を越えることもあり、ご容赦いただきたい。   |
|        |   |      | 県民35  | 4. 重点が見えない<br>・ が多すぎ、総花的になっている。重点的に実行する項目やその5W1Hが見えない。  |    | 3   | 基本構想については、基本的考え方を示すことに重点をおいており、5W1Hをすべて満たすのは、基本的に実施計画の段階であると考えています。についてもできるだけ絞るようつとめていますが、なかなか絞りきれないのが現状です。   |
|        |   |      | 県民36  | 5. 私からの提案<br>文書を整理し、「必要性」「問題点」「提案」「実施上の留意点」などを明確に分けた上で、次のように構成したらいかがか。<br><br>5.1全体構成<br>(その1)調査結果<br>・ 現状 ・経緯 ・問題点<br>(その2)提案<br>・ 再生の方針 ・再生の方向 ・実行案件(5.2に詳述) ・実行体制 ・実行に当たっての留意点など                       |    | 5   | 貴重なご意見ですが、大きな構成の変更は最小限に止めたいと考えています。   |
|        |   | 県民37 | 5.2実行案件について<br>をたくさんつけるのではなく、順番付けをしたらいかがか。実行は予算化されて可能となる。例えば1~100番までであるとして、2007年度の予算がたくさん付いたら1~15番まで実施、少しだったら1~12番まで実施、2008年度はその次からと、各年度で実行案件が容易に決定できる。また一般の人が見て分かりやすい。 |   | 5  | 今回の調査では、多くの人々が携わっており、また、事業も多岐にわたっているため、順位付けは困難です。 |   |

| 章      | 頁 | 該当箇所 | No.      | 意見・提案等  | 氏名  | 回答 | 対応状況  |  |
|--------|---|------|----------|---|---|----|---|--|
| 全体への意見 |   |      | 県民<br>43 | <p>「基本構想」の素案には、これまでの調査の結果に基づき、すべてが網羅されていることが、第一印象でした。これを実際に対策として実行していくには、相当の資金と時間がかかるように思われます。</p> <p>「基本構想」の段階では、やむを得ないかもしれませんが、もう少し強弱といいますが、最重要課題や緊急性、また持続的に行うべき課題等整理する必要があるのではないかと思います。</p> <p>その意味で、「地域自立再生に向けた対策」をぜひとも最重要課題として、取り組んで頂きたい。</p> <p>もっとも大山丹沢に近く、抱かれて生活している里地里山の地域住民が、明るく元気に生活できることが、山を守り、動植物と緊張的関係で付き合えて行くと思います。現在は、高齢化や鳥獣被害の増大でみな元気をなくしています。</p> <p>そんな中、私達の地域では、この総合調査をきっかけとして、地域再生・自立に向けた組織と取り組みを立ち上げました。</p> <p>「プロジェクトやどりき」で、地域を再発見する取り組みとして「やどりきふるさと大学校」年6回開催することとし、これまで2回実施し、各回80名ほどの参加者で、住民の関心の高さを実感し、これからの取り組みに弾みがつきました。</p> <p>しかし、財源的裏づけやインストラクターの養成等課題も多く、ぜひともこうした自ら自立の取り組みをし始めた、地域を積極的に支援して頂きたいし、多くの地区で手が挙がるような、構想・対策を要望いたします。</p> <p>また、対策の段階では、県民および地域住民から意見を聞く機会をつくって頂きたいと思います。メールですと、なかなか意がつけられない感じですので、よろしく願いいたします。</p> |   | 3  | 基本構想の記述の参考とさせて頂きました。具体的な支援、県民・地域住民の参加のあり方などについては、今後の検討課題とさせていただきます。 |  |
|        |   | 83-1 | ブナ林の再生   | 県民<br>49  | <p>記述の中で、ブナ林の衰退と種としてのブナの衰退が混同しているような印象がある。</p> <p>ブナ林の構成種は64年、97年の調査報告にあるとおり多様であり、ブナを含む林分も多様で衰退のメカニズムも一様ではないと想像できる。植生学的な観点からのブナ林の衰退についての記述をしていただきたい。</p>  |    | 3   | ご意見を参考に、記述を見直しました。   |
| ブナ林の再生 | 1 | 10   | ブナ林の再生   | 県民<br>5   | <p>10頁にブナ枯損の原因を絞り込むことができたとか書かれ、高濃度オゾンが主因であるとされています。オゾンは以前より、「山岳部では高く、オゾン濃度が高ければ植物の成長速度が低下する」とことが報告されてきました。今回の調査でも、オゾン濃度が高いことが確かめられました。しかし、それにより枯れるという証明はなされていません。「成長速度が低下するから枯れる」とはもちろんです。一番の問題はオゾン濃度が同じであるにも関わらず、北斜面では枯れず、南斜面でのみ枯れていることです。素案ではこの原因を水分ストレス等で説明しようとしています、いずれも推論でしかありません。</p> <p>一方、素案では「酸性雨は原因ではない」としています。私も、狭義の酸性雨の影響なら、現時点ではないと思います。ところが、素案の最後の用語解説を見ると、酸性雨は酸性霧やガス、エアロゾルも含む、とされています。それらも含めてブナへの影響がないとするのは、科学的に全く根拠のないものです。</p> <p>私の研究室では、霧の研究や植物への曝露実験を行ってきました。今回新たに、モミだけではなく、ブナも酸性霧の曝露により枯れることを明らかにしました。また、酸性霧の原因となる酸性ガスの丹沢山塊における濃度分布を調査し、丹沢大山とほぼ同じレベルであることを確認しました。そうすると、丹沢山塊で頻繁に霧が発生することはあまりにも明らかなのですから、「頻繁に酸性霧の発生する大山と同様に丹沢山塊でも頻繁な酸性霧の発生が起これば、この酸性霧はブナが枯れる大きな要因になりうる」と考えるのはごく自然です。</p> <p>酸性霧説を否定する唯一の根拠は、「酸を噴霧しても直ちに葉の表面では金属イオンが溶出して中和反応が起これ、葉に影響を及ぼさない」という一つの論文だということです。確かに一滴落としただけならそうでしょう。しかし、現実の霧は長時間発生し、霧液滴は葉に衝突することにより長時間にわたって酸を供給し続け、そのために葉は金属イオンを溶出し続けなければなりません。このことこそが酸性霧の環境影響が起こる主要な原因なのです。従って、この論文は酸性霧の葉への影響を示すものでこそあれ、これを否定するものではありません。</p> <p>素案ではブナハバチの影響が強調してあります。しかし、ブナハバチが主因であるとは、県の検討会でも、担当した研究者を含めて誰も考えていなかったはずで、素案にはブナハバチの影響について、実際の現実以上の強調がある、と思います。</p> <p>以上ですが、将来のためにも、正確な記述の構想となりますよう、今一度の検討を頂きますようお願い致します。なお、途中の検討段階では一応のまとめであり、まだ最後に検討する機会があるからということでした。この問題は大きく捉えるなら県民の命に関わることなので、最後の段階で今回はもう検討する時間が無い、等といったことはあってはならないと思っています。</p> |    | 3   | オゾンが枯死原因であるとの誤解を避け、複合的に衰弱し枯死が進むことがわかるように記述を修正しました。酸性霧については、まだ、見解の統一が得られていないことから、原因大気汚染物質としての記述は控えました。ブナハバチは、現在衰弱から枯死にいたることが確認された原因であり、それを示した記述ですが、ハバチ食害と他の要因との複合影響については、現在検討が進められており、今後の課題であることを併せて記述してあります。 |

| 章        | 頁        | 該当箇所             | No.                        | 意見・提案等   | 氏名 | 回答   | 対応状況  |
|----------|----------|------------------|----------------------------|--|----|--|---|
| 1        | 103-1    | ブナ林の再生の2行目       | 県民13                       | ブナ林の衰退・枯死との関係が強いと推定される主な要因として、「関東平野および中国など大陸に由来する光化学オキシダント(対流圏オゾン)などの大気汚染物質、水分ストレス、ブナハバチ食害に絞りがちであった」としているが、水分ストレス、ブナハバチ食害と大気汚染物質を並列で扱う事は誤りであり、あくまで大気汚染物質が主因であり、それによって弱ったブナに他の要因が作用しているように見られるべきであり、そうした記述に改めるべきである。  |    | 3  | 絞りがちであった要因の寄与の度合いについては、今後の調査研究が必要と思われますので、そのように記述を修正しました。   |
|          | 103-1    | ブナ林の再生の1行目       | 県民14                       | また、丹沢のブナの立ち枯れを齎しているとされる光化学オキシダントについて、中国など大陸に由来する量は10ppbを下回り、100ppbを上回る関東平野に由来する量とは比較にならない。更に、ブナの立ち枯れが相模湾方向に面した南斜面で生じている事実からしても、「中国など大陸に由来する」とする部分は不適切であり、削除するか「主に関東平野に由来する」といった記述に改めるべきである。  |    | 3  | オゾンを発生させるNOxの由来については、今後更なる調査研究が必要と考えられ、断定的な記述は控えました。なお、都市域由来の原因物質については、今後規制により減少する見込みですが、大陸由来の大気汚染物質の動向は不透明な状況です。 |
|          | 103-1    | ブナ林の再生の3行目       | 県民15                       | 「対流圏オゾン」という用語は、少なくとも丹沢のブナの立ち枯れについては、その主因が関東平野に由来する光化学オキシダントであるという本質を誤らせる恐れが大きいので、基本構想では用いるべきではない。  |    | 3  | オゾンを発生させるNOxの由来については、今後更なる調査研究が必要と考えられ、断定的な記述は控えました。なお、都市域由来の原因物質については、今後規制により減少する見込みですが、大陸由来の大気汚染物質の動向は不透明な状況です。 |
|          | 103-1    | ブナ林の再生のb         | 県民16                       | ブナの衰退、枯死が進行している斜面について、水分ストレスの影響を受けやすい立地との記述があるが、そうした地点とそれ以外の地点とにおける土壌水分の比較調査等、科学的な確認がなされてのことであれば、その確認データを書き込むべきである。そうした根拠がないのであればこの表現は省くべきである。   |    | 3  | 水分ストレスに関しては、今回十分な調査が行われませんでした。衰弱に寄与することは、多くの専門家が認めることであり、今後の調査研究の必要性も含めた記述としました。                                  |
|          | 10-11    | ブナ林の再生           | 県民50                       | ブナ林衰退の原因として、ブナハバチ等いろいろな原因が、「関係が疑われている」「可能性が指摘されている」など調査の主体者とは思えない言葉で結ばれている。「更に研究が必要」「変化している事がわかった」の自身を持った言葉にしていきたい。  |    | 3  | 科学的解明の度合いに応じた表現を工夫しながら記述しています。  |
| 3        | 552-1    | ブナ林の再生の方向(3)の4行目 | 県民17                       | 大気汚染によるブナ衰退の対策として、吸着ネットなどの物理的資材による衰退防止策の開発が盛り込まれているが、樹高が20mのブナ林を覆うネットとなれば、景観上の違和感は置くとともに、鳥類への大きな影響が危惧される。そうした対症療法はもちろん検討されてしかるべきではあるが、何よりもその原因物質であるオゾン(光化学オキシダント)、そしてその主な供給源である京浜工業地帯の排気ガスを主体とする汚染大気を減少させる方策の検討を最優先で提言すべきである。  |    | 3  | オゾンを発生させるNOxの由来については、今後更なる調査研究が必要と考えられ、断定的な記述は控えました。  |
|          | 552-1    | ブナ林の再生の方向        | 県民18                       | 〔県民17〕の提言に際しては、神奈川県だけでは実効ある方策を取ることは困難であり、東京はもちろん、南関東一円の各県にも同一歩調を取るよう呼びかける形の提言をすべきである。  |    | 3  | 関係機関と協力した山地における大気の実態解明や「森林への影響の指標(クリティカルレベル)」を進め、それらに基づいて必要に応じて取り組んでいきます。   |
|          | 552-1    | ブナ林の再生の方向        | 県民19                       | ブナ枯死のみならず、深刻な大気汚染の現状と化石燃料の消費問題を勘案し、この汚染大気を減少させる方策としては、みどりの環境基準に基づく排出規制の強化は言うまでもないが、車の流通量を抜本的に減らすことを目指して、鉄道輸送の充実・強化、更に一般市民のクルマ依存社会からの脱却を目的としたLRTの導入、自転車交通システムの整備といった、ライフスタイルの見直しも含む施策の検討を盛り込むべきである。   |    | 4  | 今回の調査からは、現在掲げた対策・事業までに止め、ご意見の趣旨は、今後の検討課題とさせていただきます。   |
|          | 552-1    | ブナ林の再生の方向        | 県民55                       | 大気汚染の対策に対して、「吸着ネット」という受動的な対応しか述べられていないが、計画全体の枠組みの中で、「八都県市首脳会議」の議題としてあげるようにするなど、首都圏全体の取り組みとなる方向をめざすような記述もしていただきたい。<br>個別の課題に関しては、シカ保護管理計画にあるように管理ユニットを設定して、ユニット毎の特性を把握して、総合的な再生・管理目標の設定をする。これにより進捗状況を評価しフィードバックをするしくみがほしい。これにより具体的な事業が見えてくる。(エリアの設定は、先行しているシカ保護管理計画と整合性を持たせる事が望ましい) |    | 3  | 関係機関と協力した山地における大気の実態解明や「森林への影響の指標(クリティカルレベル)」を進め、それらに基づいて必要に応じて取り組んでいきます。   |
|          | 56表3-2-1 | ブナ林再生に向けた対策と主要事業 | 県民68                       | 解決すべき課題欄の記述は、要因連関図の課題と同じにすべきではないか。また、対策欄の記述は、課題に対する対策でまとめると分かりやすい。   |    | 3  | ご意見を参考に、要因連関図との整合性に留意した記述としたが、対策には、要因連関図における「原因」に対するものと、「問題」に対するものがあり、必ずしも一致は図っておりません。                            |
| 56表3-2-1 |          | 県民23             | 「ニホンジカによるブナの更新阻害」は柵で回避出来る。 |  | 3  | 柵は有効なのでその対策も盛り込んでいるが、全体的に柵で囲うわけにはいかず、シカの個体数調整等も併せて行っている。 |   |

| 章        | 頁 | 該当箇所  | No.   | 意見・提案等 | 氏名   | 回答 | 対応状況 |  |
|----------|---|-------|---|--------|--|----|------|--|
| ブナ林の再生   | 3 | 81    | 3-2対策マップ(1)ブナ林の再生                           | 県民71   | 本文1行目以降の、「ブナ衰退リスク評価、大気汚染リスク評価、シカ影響リスク評価、現在の植被率評価を行い」との記述が大切である。これだけの評価だけで十分か良く検討した方がよい。GISは手法であり、この部分が本当の分析・評価である。GISは与えたものしか答えを出さないで、条件因子等を十分に吟味することが大切である。   |    | 3    | 解析の実施にあたって、参考とさせていただきます。   |
|          |   | 81    | 3-2 特定課題の解決のための対策マップ下から7行目                  | 県民39   | 土壌保全対策重点区域について、P81にて「土壌保全対策重点区域については、植被率が低くシカ過密化リスクの高いという条件により、堂平、鍋割山周辺などを候補地として、2箇所しか設定していません。一方、P9 図1-3-2に表示されているように、ブナ衰退のHおよびHH箇所は、塔の岳～丹沢山、丹沢山～蛭ヶ岳、檜洞丸～犬越路、大室山～加入道山と多数箇所に及んでいます。<br>(意見)これら地区も土壌保全対策重点区域に加えて下さい。稜線部はただ植生保護柵を張り巡らせる方策ばかりでなく、土壌の流出をとどめる施策を並行的にかつ優先的に行うべきです。そのために、粗朶柵のような土留め工により、流出する土壌を抑え、また土壌養分の流出を抑えて、森林植生の自然再生のポテンシャルを維持することをはかるべきです。土壌が流出したら再生はできません。                                       |    | 4    | 解析の実施にあたって参考とさせていただきます。また、具体的な事業実施箇所については、今後の検討課題とさせていただきます。   |
|          |   | 81    |   | 県民40   | 調査報告がないところでの基本構想案について<br>P11には、「ブナ林衰退の生物群集への影響」が記述されています。<br>P30には、「全景観域を利用する希少種」「絶滅リスクが高いと予想される種」更に「希少種の集中分布域」が記述されています。<br>P82の「3.特定課題の対策マップと重点対策区域」は重要な箇所ですが<br>(意見)基本構想を早く出すために各チームの調査報告がでていません。各チームの調査報告を基本構想作成までに全て公表して下さい。特に、3.特定課題の対策マップと重点対策区域は、図が小さくて、対策マップ作成のプロセスが読めません(わかりません)。  |    | 4    | 最終調査報告は18年度末を予定していますが、平成17年度の報告は出来ており、事業はこれらの成果を踏まえて実施していきます。基本構想における対策マップは、考え方を示し候補地を例示する内容にとどまっております。最終的には、調査報告や関係機関との調整を経て、実態とあった内容としたいが、険しい山岳地という性格上、正確な対策図の作成は困難で、あくまで目安ということを理解いただきたい。 |
|          |   | 90    |   | 県民47   | 大気汚染は我々人間社会そのものの在り方に対する課題でもあるので、これも一筋縄では答えが出せない課題ですが、少なくとも課題として明確に位置付けると共に、これに対する政策提言を追加する必要があるように思います。と言うのも丹沢大山自然再生の大きな鍵を担っているのは如何に植生を回復させ、すべての生き物の基盤となる土壌の流亡を食い止めるかという課題であるわけで、それにはシカと大気汚染という二つの原因に取り組む必要があるからです。シカについては現行法制の中で一定の取り組みを実施して行くことが可能かと思われませんが、大気汚染については現代社会そのものに対する根深い問題について提起することであり、非常に困難な課題だと思われます。しかしながら、丹沢大山の真の保全再生を標榜するのであれば、課題としてきちんと位置付けをした上で、従来施策の焼き直し以上の踏み込んだ取り組みについても言及することが必要かと思えます。 |    | 4    | 土壌流出などの対策を複合的に行うという考え方については、統合再生流域という考え方と、3-3で示しており、複数の対策を効果的に実施することを提案しております。大気汚染対策については別途取組がなされており、本構想では関係機関と協力した山地における大気の実態解明や「森林への影響の指標(クリティカルレベル)」をすすめ、それらに基づいて必要に応じて取組んでいきたい。          |
| 人工林      | 3 | 58    | 2-2 人工林の再生の方向                               | 県民29   | 東京神奈川森林管理署との緊密な連携を図り、国有林も含めた丹沢全体の一体的な保全対策を確立すべきである。  |    | 3    | 基本構想については、東京神奈川森林管理署の意見も聞きながら策定を進めてきました。具体的な連携については、実施計画での対応とさせていただきます。  |
|          |   | 47    | 2 自然再生の基本原則<br>景観域を単位とした管理の原則               | 県民51   | 4つの景観域を設定して対応を検討することになっているが、低標高域の自然林(札掛や大山のモミ林など)の扱いについての記述をしていただきたい。  |    | 2    | 大山のモミ林については、ブナ林域に該当します。また、札掛のモミ林は人工林・二次林域に該当しており、いずれの景観域においても、当該の自然林を含めた取り扱いを示しています。   |
| 地域の自立的再生 | 1 | 17    | 3-3 鳥獣被害の現状と問題点                             | 県民8    | P17 鳥獣被害の現状と問題点でとりあげている。鳥獣やヤマビルについてP63、P65にもふれられていますが地元関係者が積極的に参加してもらえるような具体的な方策を示すことが必要と思います。   |    | 4    | 構想では、鳥獣被害対策を重点的にとるべき地域を示すに止め、具体方策は今後の検討課題とさせていただきます。   |
|          |   | 61    | 2-3 地域の自立とつながりの再生の方向                        | 県民28   | 木質バイオマスの利用について、ストーブの活用に向けた安定した器具、燃料の供給確保システムの整備等の施策を実施するべきである。   |    | 4    | 具体方策は今後の検討課題とさせていただきます   |
|          | 3 | 61~64 | 2-3地域自立再生<br>(1)再生目標<br>(2)課題と対策<br>(3)主要事業 | 県民69   | 背景として、地域を活性化し、連帯感を育成することにより、共同で山を管理・整備するという哲学がないと、何のための地域再生か分からない。単なる地域振興策に過ぎないのではないか。<br>言葉の乱発、新しい協議会の乱立では意味がない。地域再生と森林整備・森林管理の関係が全く記述されていない。   |    | 3    | 主要事業「都市住民の参加による里山再生活動」への支援で、ご意見を参考にして記述の整理につとめました。   |

|          | 章 | 頁     | 該当箇所                           | No.  | 意見・提案等   | 氏名 | 回答     | 対応状況  |
|----------|---|-------|--------------------------------|------|--|----|--------|---|
| 地域の自立的再生 | 3 | 62~63 | 2-3 地域の自立とつながりの再生の方向           | 県民56 | たくさん事業が取り上げられているが、担い手の問題や行政の対応の能力で実現性に疑問がある。既存の各種組織の活用を図る方向での対応を考える必要がある。<br>さらに、新たな事業を並べるほかに、p19で述べられている現在山麓の住民が元気をなくしている原因を、行政側の努力で負になっている要因を取り除く事ができないか、例えば税制など国に対して基本的な改革を要請するべきである。<br>また、受け手側の対策が中心であるが、都市住民の意識改革のように外に向けた対策についても考えていただきたい。  |    | 4      | 既存の各種組織の活用については、実施計画レベルで検討するものと、また、都市住民の意識改革については、里山再生活動等具体的な事業を通じて行うものと考えています。                               |
|          |   | 63    | 2-3 地域の自立とつながりの再生の方向           | 県民54 | 第1章でヤマビルの記載をしたうえ、特定課題としてここで対応についての記述をして頂きたい。   |    | 1      | ご意見を踏まえ、記述を追加しました。  |
| 渓流生態系の再生 | 3 | 24    | 図1-3-7 渓流の現状                   | 県民61 | この図は、崩壊地が多いところに治山施設がたくさんあるという意味なのか、それとも、まだ他に崩壊地がたくさんあるという意味なのか、きちんとした表現をしなければ誤解を与えるだけ。   |    | 1      | ご意見を踏まえ、図を作り変えました。  |
|          |   | 66    | 2-4 渓流生態系の再生の方向                | 県民22 | 渓流生態系保全のために、これ以上これまでのように真に必要な性の無い治山堰堤、砂防ダムは造るべきではない。また、砂浜や浅海域の生態系の衰退を防ぐ為に、砂や栄養素が供給されるよう、これまで設置した治山堰堤や砂防ダムは撤去するか、スリット型に転換していくべきである。   |    | 3<br>5 | 「渓流生態系の再生の方向」の項の記述にあたって参考とさせて頂きました。   |
|          |   | 66    | 2-4 渓流生態系の再生の方向                | 県民24 | 渓流生体系に大きな悪影響を及ぼしている林道工事等による残土の沢への投棄を禁止し、公園区域外への搬出を義務化するべきである。  |    | 5      | 沢への残土投棄は、現在行われておりません。   |
|          |   | 66    | 2-4 渓流生態系の再生の方向                | 県民57 | 渓流の主要な対策として、人工構造物の改修があげられているが、不要になったものは撤去するところまで踏み込んで記述していただきたい。   |    | 2      | 改修・撤去することを記述しており、用・不要の判断は個別に行っていくものと考えています。   |
|          |   | 67    | 2-4 渓流生態系の再生の方向                | 県民25 | 魚類の放流規制についてはガイドラインではまったく弱くあまり意味がない。条例できちんと規制すべきである。  |    | 4      | 条例については、「外来種の除去の方向」で、検討課題として記述させて頂きました。   |
| シカの保護管理  | 1 | 26    | 3-5 シカの保護管理の1行目                | 県民12 | スズタケの衰退<br>「このような密度分布を反映して、丹沢山地の林床植生は、前回総合調査時と比較して、ブナ林ではスズタケの衰退が顕著になっていることが、現地踏査から確認されています。」と述べていますが、調査結果が公表されていません。公表して下さい。   |    | 1      | ご意見の趣旨に添って、最新のデータによる図表を挿入いたしました。  |
|          |   | 26    | 3-5 シカの保護管理の1行目                | 県民38 | ブナ林の再生目標<br>目標とする林床植生について、P26で「このような密度分布を反映して、丹沢山地の林床植生は、前回総合調査時と比較して、ブナ林ではスズタケの衰退が顕著になっていることが、現地踏査から確認されています。」<br>(意見)丹沢の森林は、スズタケの生い茂るブナ林です。丹沢の森林の自然植生は、スズタケ - ブナ群団のなかのヤマボウシ - ブナ群集、オオモミジガサ - ブナ群集です。「目標とする自然植生」を明記して下さい。特にスズタケは水土保持の観点からも重要ですから、その再生をはからないのでしょうか？ はかれないのでしょうか？ その再生を図って下さい |    | 4      | ブナ林の再生については、ブナだけでなく、自然植生を含む生態系の再生を考えています。その対策ですが、すでに植生保護柵による対策が実施されていますが、稚樹保護や土壌保全とあわせて、さらに対策を強化する方向で検討しています。 |
|          |   | 26    | シカ保護管理                         | 県民62 | 本文3行目以降の、高標高域での管理捕獲についての記述で、管理捕獲の課題は分かるが、シカ管理は被害防除と狩猟の3本立てであることを、もう少し記述した方が良いのではないかと。  |    | 1      | ご意見の趣旨に添って、管理手段(個体数調整、生息環境管理、被害防除)を明記いたしました。  |
|          | 3 | 69    | 表3-2-5 シカの保護管理に向けた景観域と領域別の再生目標 | 県民70 | 表中、「生き物」、「水土」、「地域再生」の区分は領域というより視点ではないか。また、「生物多様性に富んだ二次林と人工林の再生」及び「林床植生豊かで土壌機能が高い森林再生」は分かりにくい。  |    | 1      | ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した結果、当該図表を削除しました。   |

|          | 章 | 頁  | 該当箇所                | No.  | 意見・提案等   | 氏名 | 回答 | 対応状況  |
|----------|---|----|---------------------|------|--|----|----|---|
|          |   | 69 | 2-5 シカの保護管理の方向      | 県民20 | ニホンジカの適正な管理について、安易に捕殺に偏るべきではない。現在ほとんどニホンジカが生息域としていない中標高域において、人工林の鹿柵の撤去、開放による生態系としての管理を具体的に進め、丹沢が本来的に有するキャパシティに即した管理計画を策定すべきである。  |    | 3  | 基本構想の記述の参考とさせて頂くとともに、ご意見の趣旨を関係課に伝えます。                                 |
| シカの保護管理  | 3 | 70 | 2-5 シカの保護管理の方向      | 県民58 | 農林被害地に於ける鳥獣保護区等の見直し<br>鳥獣保護区の設定に関しては、鳥獣保護行政のなかで苦勞して拡大してきたものであり、シカだけを目的にして作られてきたわけではない。<br>保護区があることによって、シカによる被害が大きくなるのであれば、保護区の中であっても有害獣や保護区内の他の鳥獣を保護する目的で個体数調整するなどの方策を進めるべきと考える。   |    | 3  | 農林被害については、鳥獣保護区等の見直しだけでなく、すでに実施している保護区でのシカの個体数調整についても継続して行うことを考えています。 |
|          |   | 71 | 2-5 シカの保護管理の方向(3) a | 県民21 | 狩猟者によらない多様な実施者への委託による捕獲とはどのようなことなのか、まったく分らない。明確に記述すべきである。  |    | 1  | ご意見の趣旨に添って、記述の一部を修正いたしました。  |
| 希少動植物の再生 | 3 | 29 | 3-6希少動植物の再生         | 県民63 | 本文3行目に、絶滅危惧種・減少種・希少種の記述があるが、何をもちて希少種とするのか、整理が必要。   |    | 1  | ご意見の趣旨に添って、構想で扱う希少動植物の定義の記述を明確にし、詳細については用語解説に記載しました。                  |
|          |   | 73 | 2-6 希少動植物の再生の方向     | 県民45 | 生息環境改善として、エコアップや緑の回廊整備が記されていることは大変意義のあることだと思います。けれど一方で、現在整備が進められている県道や林道の構造に、希少種の移動をさまたげるものが見受けられます。<br>他地域との移動経路を確保することはもちろん大切なことですが、丹沢の山域内での分布が分断されているのは元もこのありません。ぜひ、丹沢大山国定公園内での工事の工法に一定の基準を設け、野生動物の移動経路を確保していただきたいとします。(例:県道秦野清川線など)<br>また、すでに丹沢山域内で分断されている場所のなかで、希少種にとって重要と言える場所について、あらたに移動経路を確保することも必要かと思ひます。<br>例えば、仏果山～高取山の山域は、ツキノワグマが季節的に利用することが確認されておりますが、宮ヶ瀬湖より東は、付け替え県道によって分断されており、移動のためには、多くの車がスピードを出す、宮ヶ瀬ダムへの付け替え県道が厚木市飯山付近の県道をどこかで渡らねばならず、クマ以外にも、多くの野生動物が交通事故で死んでいます。<br>予算的に難しいとは思いますが、移動可能な山域を広げるために、土山峠付近にコリドーとして、道路の上に橋のようにトンネルを造るなど検討して頂きたいと思っております。<br>今後も、さらに丹沢稜線域の環境劣化が進むことを考えると、東丹沢の宮ヶ瀬湖東側も継続して利用できる環境を整えてあげることができないものかと思ひます。 |    | 4  | 構想の記述は、検討時間、紙面の制約上基本的考え方にとめており、具体方策は新保全計画等で検討していくものと考えております。          |
|          |   | 74 | 2-6 希少動植物の再生の方向     | 県民41 | P74「特別保護地区等自然公園区域の拡大」<br>(意見)賛成です。是非、自然公園区域の拡大や格上げをして下さい。  |    | 2  | 同じ趣旨から記述しています。  |
| 外来種の除去   | 3 | 34 | 3-7 外来種の除去          | 県民44 | 今回、聞き取り調査によって確認された地域について、「厚木市、伊勢原市、津久井町、山北町」とのみ記されておりますが、記述を以下のようにして頂くことはできないでしょうか？<br>「…以前、清川村宮ヶ瀬、津久井町青根、山北町などで確認されていましたが、いずれも、単発的な情報であったものが、今回、聞き取り調査などによって、厚木市、伊勢原市、津久井町、愛川町、秦野市などで定着している可能性が高いことが確認されました。確認されている場所も、丹沢山麓に接近しており、着実に分布を広げていると考えられます。」<br>今回の調査で、アライグマの情報収集にご協力させて頂いておりますが、数年にわたり目撃や有害駆除が行われ、定着していると思われる地域がかなり広がっていることがわかりました。<br>緊急性を強調するために、以前宮ヶ瀬などで確認されていても、単発的だったことと、今回、定着地域が確実に増えていることを明記して頂いたほうがよいかと思ひました。   |    | 1  | ご意見の趣旨を踏まえ、記述を修正しました。   |
|          |   | 76 | 2-7 外来種の除去の方向       | 県民46 | アライグマの主要事業として、「神奈川県アライグマ防除計画」に沿った事業の実施と記されておりますが、県の防除計画は、県内で被害が大きい地域(横須賀、三浦、鎌倉など)を重点的に考えられているようです。現在、生息数がそれほど多くないと思われる丹沢山麓については、対策が遅れることが懸念されます。在来種への影響などを最低限にとどめるためにも、県の防除計画に沿った形でさらに丹沢版の新たな防除計画の策定が望ましいと思ひます。  |    | 6  | 、「神奈川県アライグマ防除計画」の中で丹沢のことも対応するようになっております。                              |



| 章 | 頁  | 該当箇所                  | No.   | 意見・提案等  | 氏名 | 回答 | 対応状況  |
|---|----|-----------------------|-------|---|----|----|---|
| 3 | 78 | 2-8 自然公園の適正利用の方向      | 県民 26 | ホットスポットである風巻尾根で現在行われている北丹沢耐久レースは極めて悪質な利用形態である。こうした耐久レースのような利用をさせないよう、きちんとした利用規制を盛り込むべきである。  |    | 4  | 季節的な利用規制については、主要事業の項で記述しています。具体的な事案については実施計画で自然公園の適正利用の基本方針を検討・策定する中で対応していくものと考えています。 |
|   | 78 | 2-8 自然公園の適正利用の方向      | 県民 27 | 北丹沢地域の振興にはバス便の拡充が不可欠である。関係自治体等と連携し、事業者に働きかけることを盛り込むべきである。   |    | 4  | 公共交通機関の撤退については、「地域の自立再生」の問題点で整理しています。今後の地域再生の具体的なあり方については、今後の検討課題とさせていただきます。          |
|   | 78 | 2-8 自然公園の適正利用の方向      | 県民 30 | 西丹沢ウェルキャンプ場の無許可の野放図な開発行為の展開のような無法なオートキャンプ場経営等、民間事業者の事業実態の把握と厳正な指導、摘発等の体制を確保すべきである。  |    | 4  | 現在、法令に基づいた規制が行われているが、規制の実効性の検証や対策強化については、今後の検討課題とします。                                 |
|   | 78 | 2-8 自然公園の適正利用の方向      | 県民 59 | 登山道等施設整備<br>入山者集団や荒廃状況を踏まえて、整備するという順応の方針は、さらなるオーバーユースを招く結果にならないか。それ以前に適正利用の方針を確立し、その上に立って利用計画(場合によっては通行制限も含む)、整備方針を決めるべきではないか。  |    | 4  | 利用実態に応じた整備、規制が必要であり、こうしたことは、「自然公園の適正利用の基本方針を検討・策定する中で対応していくもの」とかんがえています。              |
|   | 86 | 3-2 (5)               | 県民 42 | P86「自然公園の適正利用」(意見)P30には、「希少種の集中分布域」を挙げている。姫次～風巻尾根では、1日に7～800名におよび「北丹沢山岳耐久レース」が毎年行われている。一度に押し寄せるレース参加者が登山道を傷め、登山道周辺の林床植生を傷めている。自然公園の中のホットスポットを通過するこの種の耐久レースは禁止すべきである。  |    | 4  | 利用実態に応じた整備や利用規制が必要であり、こういったことは、自然公園の適正利用の基本方針を検討・策定する中で対応していくものと考えています。               |
| 1 | 3  |                       | 県民 4  | 政策提言が先走りし過ぎています。P3表-1(1)に記載の現状について、2月までの再生セミナーにて断片的に紹介されていますが、2年間の調査の概要報告がないまま、現状が記述され、更にその現状から課題を抽出しています。<br>調査報告公表 現状 課題抽出とつながるはずですが、特に各チーム(特定課題・基礎調査)の調査報告の公表がないので、現状がどのようにどのように把握され、抽出された課題に結びついたのかがわかりません。現状の把握が県民に見えるように、各チームでの調査報告(学術的報告はあとで結構ですが)が、政策提言に先立ち公表されることを希望します。 |    | 6  | 各調査チームの最終報告は、H18年度末に発行予定の学術報告になります。H17年度の調査報告については、暫定ですが公表しています。                      |
|   | 83 | 総合調査で明らかになった問題点       | 県民 48 | 現在山麓で大変な問題となっているヤマビルについて、p17のアンケート結果から地元住民が苦慮している様子がわかるにもかかわらず、その実態に触れられていない。項目を起こして記述する問題とを感じる。  |    | 1  | ご意見を踏まえ、ヤマビルに関する記述を追加しました(全体のバランスから項目は起こさず)。  |
|   | 41 | 表2-1-1 丹沢大山自然再生の手法と定義 | 県民 64 | 3つに分けた再生の手法がどこで使われるのか、また、具体的な事例として出てくるのか分からない。出てこないのであれば、いらぬのではないかと。  |    | 1  | ご意見を踏まえ、「景観域における統合的な自然再生の推進」の項で記述しました   |
|   | 44 | 景観域区分                 | 県民 65 | 本文2行目以降の景観域区分に関する記述は、47頁の景観域で記述すべき。   |    | 1  | ご意見のとおり記述を移動しました。   |
| 2 | 46 | 2 自然再生の基本原則 順応的管理の原則  | 県民 53 | 「残された自然の保存優先」は当然として「自律的な自然の回復」や「能動的に行う復元・修復・創出」を行う場合、何を指標あるいは目標にするのか、シカとの共存を図るときや、既に土壌が失われた立場においては、以前あったものとは違ったタイプの自然が最適ということもありうることを視野に入れた記述は必要ないか。  |    | 1  | ご意見を踏まえ、再生目標の項に記述を追加しました。   |
|   | 49 | 3 自然再生の目標 政策提言        | 県民 66 | 丹沢山地の望ましい将来像とは、「具体的な自然環境のランドデザインを描くこと」及び「自然環境管理の手法を確立すること」と考える。49頁からの自然再生の目標はランドデザインとは言えない。目標は目標であり、色々な考え方があろうと思うが、この提言では、ランドデザインはもっと属地的で具体的なものではないか。一つの考え方としては、景観域ごとに特定課題の解決策、目標(姿)を整理することも考えられる。  |    | 1  | ご意見の趣旨は、もっと具体的な目安をということだと考え、各課題に重点対策地域の候補の記述を追加しました。                                  |

自然公園の適正利用

特定課題以外への意見

| 章 | 頁  | 該当箇所                 | No.  | 意見・提案等   | 氏名 | 回答 | 対応状況  |
|---|----|----------------------|------|--|----|----|---|
| 2 | 49 | 3 自然再生の目標<br>3-1、3-2 | 県民52 | <p>長期的な目標と言いながら、今後数十年という期間が記述されている。十年でできることもあれば、百年経っても道半ばというものもあると考えられる。</p> <p>長期的な目標はそれとして、併せて例えば今後五年、十年くらいの間でどこまでめざすのか記述できないか？</p> <p>2基本原則の順応的管理で、管理目標の設定は意味がないと言うような記述がされているが(p46)、管理目標がなければモニタリングの結果の評価ができない。順応的管理とは目標を設定してモニタリングし、その結果、管理目標が適切でないことが分かった場合は、新たな目標に置き換えるということではないか。</p>  |    | 4  | <p>事業実施の際に目標となる解決すべき課題や対策を示しています。</p> <p>また、本構想では、「管理目標の設定では意味がない」ということは、記述していません。</p>  |
|   | 50 | 3-1全体目標              | 県民67 | <p>本文4行目に、現在の良好で多様な自然環境、過去の良好な自然環境(例えば第1回総合調査時点など)、新たに創出する自然環境という記述があるが、もしそうだとすると何が良好なのか分からない。「良好」の定義をはっきりする必要があるのではないか。</p>   |    | 6  | <p>目標として示しているのが景観域ごとの良好な状態であると考えています。</p>   |
| 3 | 90 | 5. 実行体制              | 県民47 | <p>【自然再生委員会の位置付けの整理(強化)】</p> <p>丹沢大山の自然環境には地質、気象、植生といった自然の要素のみならず、多くの人間活動が要因として複雑に絡み合っていることから、それらを統合的にマネジメントして行く必要性が謳われている事が再生基本構想の大きな特徴にもなっていますが、課題と方向性を共有し、事業を横断的に実施して行くことは現状ではかなり困難だと思われます。もちろん課題解決型の調査を実施し、総合解析を行うことで、これまでややもすると担当セクションの判断に頼らざるを得なかった事業の実施計画に一定の総合的、科学的な方向性が与えられることとなり、今後の丹沢大山保全再生の大きな武器になるとは考えますし、縦割り行政を容認するものでもありませんが、縦割りにはそれぞれの法の目的や経緯など必然性があつたからこそ、そうなったわけでもあり、各事業セクションが丹沢大山の課題と方向性を共有しながら、かつ現行法制などのさまざまな縛りの中で事業を実施することは非常に困難だと思わざるを得ません。行政職員の意識の底上げや人材の育成や活用方法にも工夫の余地は多分にあるでしょうが、現状では事務量は増大する一方で人員削減が進み、横断的な取り組みを意識できる状況とは程遠いように思います。それでも丹沢大山の再生が縦のロジックを超えて横断的に取り組むべき課題であるとするならば、再生委員会を知事の直結とする必要があるかと思えます。もちろん、知事直結にしたとしても、有効に機能させるためには多様な主体の参画や公開性の高い運営方法、議論のボトムアップ等様々な条件が必要になりますが、いくら構想を丁寧に作り込んで各実施主体が課題を認識し、共通の目標を掲げながら事業を実施しなければ有効な対策とはなり得ません。前回策定された丹沢大山保全計画が何故有効に機能しなかったのか、どこに原因があつたのかに思いを巡らせる時、やはり既存の執行体制のままではいくら横断や統合を声高に叫んでみたところで、その思いを各事業セクションが共有するまでには到らなかつたことが大きな要因だろうと思うのです。</p> <p>また、横断的には言いつつも一連の流れを見ていて、例えば、農業被害や山麓地域の活性化などもっと主体的に係って良いはずの農政セクションの姿勢が殆ど見えないことも気にかかる点の一つです。農政や教育セクションなど幅広い関係セクションと方向性を共有する努力を積み重ねながら、それぞれのセクションが力を出し合いながら役割を果たして行くという形に持って行く必要があるかと思えます。</p> |    | 3  | <p>ご意見の趣旨に沿って、県の全庁的取組みなど推進体制の強化の内容を「実行体制」の項に盛り込み、記述しています。また、自然再生委員会のあり方については、今後の課題として受け止めています。具体的な体制強化、連携の実現については、中核機関及び関係する行政各部署の重要な課題であると認識しています。</p>   |
|   | 90 | 5. 実行体制              | 県民42 | <p>【モニタリング、人材育成等を担う中核機関の強化】</p> <p>今回の調査は調査結果についてさまざまな角度から分析されたデータを重ね合わせて総合解析を行ったところに大きな特徴がありますが、今後も引き続きモニタリング、総合解析、(施策の実施)、検証を行って行くためには、その業務を担える体制の構築が必要不可欠です。前回の総合調査と提言を受けて自然環境保全センターが設置されたとは言え、必要な人員が確保されたとは思えず、新総合調査の実施に当たっては従来業務に加えて総合調査も並行して実施せざるを得ない状況があつたように見受けられます。財政状況悪化や官民の役割分担見直しなど時代的背景から、人員削減などの行政のスリム化が進む中では一方でいくら丹沢大山保全再生に必要な体制の構築を声高に叫んだところで必要な予算や人員の確保は難しいのが現状と考えます。このような背景を踏まえて導入されたのが水源環境税だと推測しますが、成立経過と事業費内訳等から判断すると行政内部の都合が多く目に付き、水源の保全再生に何が最も必要なかを必ずしも理解していないのではないかを思われます。市民一人あたりの社会的負担が増える中、水源の保全再生の必要性を訴えて、新たな税負担を導入する訳ですから今後行う必要のある事業に予算確保と人員配置がなされることを期待します。</p> <p>「皆で考え、皆で力を出し合って実現させて行く」協働が再生構想自体のキーワードの一つにもなっていると思えますが、協働を実現して行くためには人間関係を紡ぎ、多様な信頼関係を構築する必要があります。委員会、協議会といった言葉や県民参加でのという言葉が散見されますが、これらの取り組みを進めるためにはソフトの受け皿としてのしっかりとした体制を構築する必要もあるように思います。</p>  |    | 3  | <p>ご意見の趣旨に沿って、実行体制の項を記述しています。とくに、水源の保全再生との連携が重要であると考えて記述を厚くしています。また、具体的な体制強化、連携の実現については、民間団体が実施する事業への支援や県の体制強化を含め関係する行政各部署、自然再生委員会等の重要な課題であると認識しています。</p> |

| 章          | 頁 | 該当箇所          | No.      | 意見・提案等  | 氏名 | 回答 | 対応状況  |
|------------|---|---------------|----------|---|----|----|---|
|            |   |               |          |   |    |    |   |
| 特定課題以外への意見 | 3 | 905 実行体制      | 県民<br>60 | 6ページで丹沢保全計画中の県庁部局間の連携や調整を図る「丹沢大山自然環境保全対策推進会議」が機能しなかったと述べられているが、その反省がどのような形になったか見えない。民、国、市町村が一体になった体制で推進していこうというときに県の推進体制を再構築することは重要である。<br>p91の図では緑政課をはじめとする環境農政部、県土整備部、商工労働部、企画部などの連携が明確でない。 |    | 1  | 「実行体制」の項の記述の中で推進体制の強化について具体的に記述しました。                                  |
|            |   | 925-2 自然再生委員会 | 県民<br>31 | 自然再生委員会への一般市民のオープンな参加を確保すべきである。   |    | 2  | ご意見の趣旨に沿って、自然再生委員会の項を記述しています。具体的な参加のあり方については、実施段階での対応となります。           |
|            |   | 925-2自然再生委員会  | 県民<br>72 | 本文下から8行目以降、資金・財政フレームにおいてはの記述について、これから資金財政フレームを検討するのではなく、検討した内容を記述すべき。   |    | 2  | 自然再生委員会の項で、これまで検討した内容を記述しておりますが、具体的な資金財政フレームについては、さらに検討の必要があると考えています。 |